

豪雨に係る労働相談対応

- 岐阜・京都・兵庫・岡山・広島・愛媛労働局及び管内のハローワークに「豪雨被害特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々への各種助成金の相談及び被災者の仕事に関する相談に対応
- 豪雨に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成し、被災地域の事業主団体に、雇用調整助成金の活用と併せて周知(7月11日～)

関係機関と連携した取組

- 日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に対し、平成30年7月豪雨に係る雇用維持等に対する配慮について要請(7月27日、7月30日)

新卒者

- 岡山県、広島県及び愛媛県の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の相談や、被災により、計画どおりの新卒採用を行うことが困難な事業主などに対する相談を実施
- 新入社員の解雇を防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合にも雇用調整助成金が利用できるよう、「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件を適用除外とする特例を措置

雇用保険(被災者への失業給付の特例支給等)

○平成30年7月豪雨に伴う雇用保険の特例措置

- ① 災害救助法適用地域及びその隣接地域に所在する事業所が災害で休業したことにより、被保険者が一時離職する場合(事業再開後の再雇用が予定されている場合)についても、基本手当を支給
- ② 激甚災害法の対象地域に所在する事業所が災害で休業したことにより、被保険者が休業して賃金を受けることができない場合についても、基本手当を支給
- ③ 激甚災害法の対象地域に居住する被保険者については、自己都合で退職した場合であっても、給付制限期間(通常3か月)を1か月に短縮
- ④ 雇用されていた事業所が激甚災害による被害を受けたため離職を余儀なくされた者(②の適用対象者を含む。)の基本手当について、所定給付日数を最大60日延長
- ⑤ 雇用保険の基本手当受給者が、災害の影響によりハローワークに来所できない場合に、失業認定日の変更を可能とする(事前の申出は不要)、他のハローワークでも失業認定の手続きを可能とするなど、柔軟な運用を実施

- 平成30年7月豪雨に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主に対する特例措置(平成30年7月5日以降に開始した休業等について適用)

【特例措置の内容】

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
 - ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長する
 - ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
 - ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
 - ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
 - ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
 - ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ※①及び②については岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知及び福岡の各府県内の事業所に限る。

○ 主な被災地における対応状況

<岡山労働局>

- 豪雨災害による雇用調整助成金の相談件数:34件(平成30年7月9日～7月20日)
- 平成30年8月初旬に、倉敷市真備町を中心とした被災事業主を対象に、関係機関(倉敷市、商工会等)と連携しつつ雇用調整助成金に関する説明会を実施予定。(その後も複数回実施予定。)

<広島労働局>

- 豪雨災害による雇用調整助成金の相談件数:209件(平成30年7月9日～7月20日)
- 平成30年8月中旬から、労働局内に雇用調整助成金に係る相談等特別窓口を開設予定

<愛媛労働局>

- 豪雨災害による雇用調整助成金の相談件数:10件(平成30年7月9日～7月20日)
- 事業主団体(経営者協会、商工会連合会等)、金融機関へ雇用調整助成金リーフレットを発送済

○ 厚生労働省本省における対応状況

- ・ 雇用調整助成金の周知リーフレットを作成し、被災地域を管轄する労働局へ送付
- ・ 豪雨災害による雇用調整助成金の活用に係る周知リーフレットを厚生労働省ホームページへ掲載
- ・ 経済団体等へ被災事業主に対する雇用調整助成金制度の周知依頼を実施

派遣労働者

○ 以下の内容について大臣名で主要経済団体、職業安定局長名で人材派遣関連団体に対して要請(7月30日)

【派遣元事業主の団体】

- ・ 労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣先と協力しながら派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- ・ それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るとともに、休業手当を支払うこと

【派遣先となる主要経済団体】

- ・ 派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るために配慮すること
- ・ やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第29条の2等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じること

○ 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談について、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた、派遣労働に関するQ&Aを公表(7月13日)

特定非常災害特別措置法

平成30年7月豪雨による災害が、7月14日に特定非常災害特別措置法(以下「法」という。)に基づく「特定非常災害」に指定されたことを受け、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等を行うこととされた

○ 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(法第3条関係)

・平成30年厚生労働省告示第276号により指定された行政上の権利利益等について、その満了日を延長

※ 有料職業紹介事業の許可の有効期間の延長、無料職業紹介事業の許可の有効期間の延長、労働者派遣事業の許可の有効期間の延長、障害者雇用調整金の申請期限の延長など

○ 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置(法第4条関係)

・特定非常災害発生日(6月28日)以降に履行期限が到来する一定の義務について、平成30年7月豪雨による災害を理由として履行されなかった場合、当該義務が平成30年9月28日までに履行されたときは、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任を免除

※ 本取扱は、本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではない

※ 外国人雇用状況届出、障害者雇用状況報告、高齢者雇用状況報告、雇用保険被保険者となったことの届出等の提出義務など